



敦賀市協組（福井）と各務原市協組（岐阜）が災害応援協定を締結

東日本大震災を受け、敦賀市管工事協同組合（中村紀明理事長）と各務原市管工事協同組合（加藤壽久理事長）は、8月2日、災害時に水道施設の復旧を相互に応援する協定を締結した。地震などの自然災害が発生し、被災地の組合だけでは充分に応急措置が実施できない場合に要請を受けた組合が、必要な資機材や人員を派遣して現地で復旧活動にあたる。協定書の内容により難い時は日水協の地震等緊急時対応の手引きや全管連の応急復旧工事対応マニュアルに準拠することも盛り込まれている。

昨年の東日本大震災直後より中村理事長が近隣の組合同士では双方が被災者になるため、県外組合との防災協定締結の可能性を探っていたところ、敦賀市と友好都市である各務原市協組が対象に浮かんた。加藤理事長より前向きな回答を得られたことから話が進展し、両組合の意見交換や打ち合わせを経て、5月に開催された両組合の総会で承認を得た。

調印式は各務原市の市産業文化センターで行われ、両組合の理事ら19名が出席し、理事長が協定書に署名した。

中村理事長は「万が一に備え、それぞれの街を知っておく必要がある。両市で行う防災訓練にそれぞれの組合が参加することも検討したい」、加藤理事長は「今後、どんな災害に遭うか分からない中、ある程度の距離と地理的特徴を持った地域の組合の協力体制が大切だ」と話した。



協定書に調印し、握手を交わす中村理事長（左）と加藤理事長

各務原市管工事協同組合と敦賀市管工事協同組合との 災害時相互応援に関する協定書

各務原市管工事協同組合と敦賀市管工事協同組合は自然災害の発生時において、水道施設等の早期復旧を目指すため、次のとおり協定を締結し、応急復旧活動の一層の充実・強化が図れるよう、友愛的な精神に基づき協力体制を築くものとする。

(目的)

第1条 この協定書は、各務原市管工事協同組合の給水区域と敦賀市管工事協同組合の給水区域において、地震・風水害・その他の災害等により、著しく水道施設に損傷を受け、被災区域の組合だけでは十分に応急措置が実施できない場合に相手の組合の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 両組合はあらかじめ応援体制表により連絡部所を定め、地震等災害が発生した時は、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(協力要請)

第3条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡部所を通じて行うものとする。

2. 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要する時は電話・ファクシミリ・電子メールをもってすることができる。この場合は、事後速やかに応援要請書を送付するものとする。

(1)災害等の状況

(2)必要資機材及び人員等の応援内容

(3)応援の場所及び応援場所への経路

(4)応援の期間

(5)前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の内容は次のとおりとする。

(1)応援復旧作業に必要な人員の派遣、資機材の提供

(2)前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第5条 応援を要請した組合は、災害の状況に応じ、応援する組合関係者の応援活動に支障をきたさぬ様必要な便宜を供与するものとする。

ただし、状況によりこれを応援組合に求めることができる。

(経費の負担等)

第6条 各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援組合が負担するものとする。
 - (2) 応援組合関係者が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援組合の負担とする。また、被災地にて応急治療する場合の治療費も応援組合の負担とする。
 - (3) 応援組合員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援組合がその賠償の責に任ずる。
2. 前項の定めによりがたいときは、日水協の地震等緊急時対応の手引・全管連の応急復旧工事対応マニュアルに準拠するとともに、両組合が協議して定めるものとする。

(活動報告)

第7条 応援した組合が業務を実施した時は、書面又は口頭をもって要請組合に報告するものとし、その後速やかに災害時要請業務報告書を提出するものとする。

(資機材等の報告)

第8条 毎年4月1日現在の応援体制表及び災害時に協力できる資機材を互いに報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(摘要)

第10条 この協定書は、平成24年8月2日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両組合がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月2日

各務原市管工事協同組合 代表理事 加藤壽久
敦賀市管工事協同組合 代表理事 中村紀明